相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市中之条七〇二番地、最後の住所東京都墨田区文花一丁目二一番一号ライフ高石　被相続人　亡　中澤たみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区西新井本町四丁目三番、最後の住所東京都足立区西新井本町四丁目三番一八号　被相続人　亡　荻野　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

事務所東京都千代田区六番町三番地一協和ビル六階Ｎ＆Ｓ法律知財事務所

相続財産管理人　弁護士　澁谷　和洋（登録姓　渋谷）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東瑞江二丁目三〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡辺　優行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番七号昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区常盤台二丁目二四番地四、最後の住所東京都板橋区常盤台二丁目九番五号　被相続人　亡　宮澤　ぬ美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋二丁目三五番、最後の住所東京都板橋区東坂下二丁目二〇番一七号　被相続人　亡　西田　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

東京都港区虎ノ門一丁目一二番一号虎ノ門第一法規ビル三階あきつ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島八丁目四三六番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野三五八八番地一藤香苑　被相続人　亡　名嶋　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都中野区野方二丁目二二番一一号　被相続人　亡　畑中　治子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住大川町一五番、最後の住所東京都台東区千束三丁目九番二―一〇〇三号ニューキャピタル浅草西　被相続人　亡　山﨑　次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階田中・高橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　謙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市貢川本町一六番、最後の住所山梨県甲府市徳行二丁目九番八号ロイヤルシャトー徳行五Ｆ　被相続人　亡　清水　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

山梨県甲府市相生一丁目三番一一号ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村松　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市上石田一丁目三六一番地、最後の住所山梨県甲斐市万才一〇〇七番地一土肥マンション二〇一　被相続人　亡　清水　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

山梨県甲府市相生一丁目三番一一号ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　信田　恵三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市白鳥町向小駄良七七八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　曽我　卓已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル四階　大町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大町　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市昭和区村雲町二五〇六番地、最後の住所愛知県名古屋市昭和区村雲町二五番七号　被相続人　亡　長沼トヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

愛知県名古屋市千種区東山通一―三三―四伊東ビル三階

相続財産管理人　弁護士　山谷　彰宏

第37期決算公告

平成26年7月7日

宮城県角田市角田字旭町32番地の3

窪田電気工事株式会社

代表取締役　横山　博昭

貸借対照表の要旨（平成26年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	547,580
	固定資産	87,100
	合計	634,680
負債及び純資産の部	流動負債	160,770
	固定負債	125,000
	株主資本	348,910
	資本金	20,000
	利益剰余金	328,910
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	323,910
	（うち当期純利益）	(31,220)
	合計	634,680